

## 執筆者紹介

しらふじ	ひろゆき	白藤 博行	本学法学部教授
おかだ	まさのり	岡田 正則	早稲田大学教授
おざわ	りゅういち	小澤 隆一	東京慈恵会医科大学教授
さとう	まなぶ	佐藤 学	東京大学名誉教授
はれやま	かずほ	晴山 一穂	専修大学名誉教授
ひろたけ	せいご	廣渡 清吾	東京大学名誉教授、元専修大学教授、本研究所研究参与

## 〈編集後記〉

本号は、2020年11月28日に専修大学社会科学研究所を主催とし、専修大学法学研究所、今村法律研究室、人文科学研究所、自然科学研究所との共催で催された公開シンポジウム、「日本学術会議任命拒否問題をめぐって」の特集号である。同シンポジウムでは、日本学術会議会長、第一部部長、会員を務められた研究者、また今般、任命拒否を受けた研究者などにご登壇頂き、学術的な議論を展開して頂いた。本号で、このような形で特集を組んで頂いたことは、望外の喜びである。

この問題について検討する上で、様々な論点があり得るが、そのなかで論ずるべき点の一つは、やはりこの問題は、国としての極めて重要な根幹に係る仕組みを毀損するものであるという点であろう。確かに内閣は行政権を有するが、別言すれば内閣は行政権を有しているに過ぎない。言うに及ばず、国会が唯一の立法機関であり、行政権の行使は、法の定めに従うものであって、その逸脱は容認されるものではない。日本学術会議は、日本学術会議法に基づいて運営されるものであり、同法17条により会員の候補者が内閣総理大臣に推薦され、そして同法7条により内閣総理大臣が任命を行う。この任命は、一貫して「形式的な任命」であったが、その解釈を一方向的に違え、今般の任命拒否に至ったものである。

専修大学社会科学研究所は、小林良正学長のもと発足し、山田盛太郎が所長も務めた研究所である。此度、社会科学研究所を主催として斯様なシンポジウムを開催したことは、同研究所の歴史に照らしても、意味のあるものであろう。

末筆となったが、シンポジウムを開催するにあたり、ご尽力を頂いた多くの先生方に心より御礼申し上げます。(Y. H)

---

2021年2月20日発行

〒214-8580

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

The Institute for Social Science, Senshu University, Tokyo/Kawasaki, Japan

(発行者) 宮 寄 晃 臣

製 作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561

---